

和歌山工業高等専門学校	開講年度	令和04年度 (2022年度)	授業科目	技術者倫理
科目基礎情報				
科目番号	0030	科目区分	一般 / 必修	
授業形態	授業	単位の種別と単位数	学修単位: 2	
開設学科	エコシステム工学専攻	対象学年	専2	
開設期	後期	週時間数	2	
教科書/教材	必要に応じて資料を配布			
担当教員	後藤 多栄子			
目的・到達目標				
1. 技術者倫理関連や企業コンプライアンスに関する事例の報告を発表したり、課題レポートを作成できる。(A-b) 2. 工学技術の諸問題そしてコンプライアンス(法令遵守)の問題点について、社会や企業、そして企業人や技術者との関連性をふまえて防止策や改善策などを提案できる。(A-b)				
ルーブリック				
	理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安	
企業コンプライアンス	独占禁止法事例を使用して分析し説明ができる。	独占禁止法事例を使用して分析し説明がおおむねできる。	独占禁止法事例を使用して分析し説明ができない。	
ものづくり人としての責任	製造物責任法事例を通して理解し説明ができる。	製造物責任法事例を通して理解し説明がおおむねできる。	製造物責任法事例を通して理解し説明ができない。	
社会基盤ルール	憲法(人権)・民法(契約)・刑法(犯罪)・知財(ものづくりの価値)のそれぞれを事例を通して理解し説明ができる。	憲法(人権)・民法(契約)・刑法(犯罪)・知財(ものづくりの価値)のそれぞれを事例を通して理解し説明がおおむねできる。	憲法(人権)・民法(契約)・刑法(犯罪)・知財(ものづくりの価値)のそれぞれを事例を通して理解し説明ができない。	
学科の到達目標項目との関係				
JABEE A				
教育方法等				
概要	技術者としての義務や責任を法令遵守という観点から学習し、具体的事例を使用して論点・争点を分析できる能力とともに、問題解決能力や問題防止能力を身につける。エンジニアそして企業人として不可欠な倫理観のみならず、事例を通して、ものづくりに携わる人材として必要な社会的責任を理解し実践できるようになるように教授する。			
授業の進め方と授業内容・方法	独占禁止法を含む知的財産権法そしてPL法の講義をおこなう。企業人としてのコンプライアンス(法令遵守)についての知識や理解を深める内容である。事例研究を通じて技術者倫理の問題を学び、事例研究報告を通して理解を深める。			
注意点	COC科目である。和歌山関連の特許・商標・意匠についての講義をする予定である。			
授業の属性・履修上の区分				
<input checked="" type="checkbox"/> アクティブラーニング <input type="checkbox"/> ICT 利用 <input checked="" type="checkbox"/> 遠隔授業対応 <input type="checkbox"/> 実務経験のある教員による授業				
授業計画				
		週	授業内容・方法	週ごとの到達目標
後期	3rdQ	1週	憲法：法とは	憲法の法体系における位置づけを理解する
		2週	憲法：基本的人権	基本的人権について説明ができる
		3週	憲法：研究発表	憲法人権事案を研究発表する
		4週	刑法：犯罪となる構成要件	犯罪となる構成要素を理解する
		5週	刑法：違法とは	違法性阻却理由を例を挙げて説明できる
		6週	民法：契約とは	双務契約における債権・債務の関係を理解する
		7週	民法：契約とは	担保について理解する
		8週	独占禁止法	3条前段・後段をそれぞれ事例とともに理解する
	4thQ	9週	独占禁止法	19条のそれぞれを事例とともに理解する
		10週	知的財産法(特許・実用新案・意匠・商標・著作権)	特許・実用新案・意匠・商標・著作権についての制度を理解する
		11週	知財と独禁の関係	知財と独禁の関係について事例を通して理解を深める
		12週	企業秘密の取り扱い	知財と独禁の関係について事例を通して理解を深める
		13週	製造物責任法(PL法)	製造物責任法(PL法)の2条を理解する
		14週	製造物責任法(PL法)	裁判事例を使用して法的責任(Liability)について説明できる
		15週	まとめ	まとめ
		16週		
評価割合				
		課題・発表	小テスト	合計
総合評価割合		70	30	100
		0	0	0
評価(後藤)		70	30	100